

職員の処分について(その1)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生日月

平成23年8月13日

2 所属の種別

支援学校

3 年齢

57歳

4 管理職、一般職の別

一般職

5 教育職員と教育職員以外の別

教育職員

6 事件・事故の概要

宮城県立古川支援学校 教諭 はしもと 橋本 ちゆういち 忠一は、平成23年8月13日午後4時50分頃、県古川運転免許センター駐車場において、同センター職員所有の自動車のフロントガラス、左右ヘッドランプ等を自己所有のスパナで叩き割るなどして損壊し、通報により駆けつけた警察に逮捕され、同年9月2日に器物損壊の罪で起訴され、同日、罰金10万円の略式命令を受けた。

7 処分内容

懲戒処分として「停職1月」

8 処分年月日

平成23年10月20日

職員の処分について(その2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生日月日
平成23年1月10日
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
46歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

当該教育職員は、平成23年1月10日午前11時ごろ、多賀城市内のホームセンターにおいて、ワイパー2点及びウインドウォッシャー液2点を窃取した。さらに同日午後3時ごろ、午前窃取したワイパーのうちの1点を持参して再び同店に赴き、当該ワイパーを陳列棚に置いて、別のワイパー1点を窃取した上、ゴム敷きパット1点及びふた式小ケース1点を窃取した。その後、同年7月20日に窃盗容疑で警察から検挙され、検察に書類送致された。

加えて、事故発覚直後の同年7月19日から真実を報告する同年9月20日までの間、県教育委員会や在籍校校長に繰り返し虚偽報告を行った。

- 7 処分内容
懲戒処分として「停職12月」
- 8 処分年月日
平成23年10月20日

職員の処分について(その3)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生日月日

平成23年5月11日から同年8月19日

2 所属の種別

中学校

3 年齢

(甲) 58歳, (乙) 58歳

4 管理職, 一般職の別

管理職(2名)

5 教育職員と教育職員以外の別

教育職員(2名)

6 事件・事故の概要

(1) 教育職員甲は、1学期の教員補助者(=市町村の非常勤職員で、特に配慮が必要な児童生徒の教育活動を支援する者)の任用にあたり、期間中勤務が見込めない者(以下「A」)の任用を確保するため、自らAの履歴書を偽造の上、市町村教育委員会(以下「地教委」)へ虚偽の任用申請を行い、この結果、地教委はAに対して誤った任用発令をした。

(2) 甲は、任用期間中にAが勤務しているよう偽装するため、部下である教育職員乙及び事務職員に、Aの勤務実績を偽って関係書類を作成するよう違法な職務命令を行った。さらに、事務職員からは是正を進言されたにもかかわらず、この職務命令を継続し書類偽造を行わせた。加えて、Aの出勤簿への押印をAの配偶者に強要した。

これらにより偽装された関係書類を自ら決裁の上地教委へ提出し、この結果、地教委はAの口座に賃金(計214,343円)を振り込んだ。

(3) 乙は、Aが勤務していないことを知りつつ、甲からの上記命令に対し是正を進言することなく従った。また、部下である事務職員から上記命令について再三相談を受けたにも拘わらず、管理職として何ら策を講じなかった。

7 処分内容

(甲) 懲戒処分として「停職3月」

(乙) 懲戒処分として「戒告」

8 処分年月日

平成23年10月20日